

特段に容積率を割り増す宿泊施設優遇型の都市開発諸制度の運用イメージ

		都心等拠点地区	一般拠点地区	複合市街地ゾーン
割増容積率	400~500% ----- 300% ----- 250% ----- 200% -----	宿泊施設の割合 (各制度により異なる。)		
基準容積率				
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設優遇型の都市開発諸制度とは、「高度利用地区(一定割合の宿泊施設を確保)」「特定街区(宿泊施設推進型)」「再開発等促進区(宿泊施設推進型)」をいう。 ・ 観光バスの発着等により道路交通への影響が想定される地域においては、これを軽減するための施設整備が見込まれること等を条件とする。 ・ なお、評価する対象は、一般の利用に供する集会場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分は除いた宿泊施設部分とする。 				